

煙火消費許可申請の手引き

令和8年6月

横浜市消防局

手引きについて

【手引きの対象】

この手引きは、横浜市内で煙火の消費を行う方を対象に必要な手続き等を案内するものです。
煙火の消費に係る申請時・消費時には、本手引きの内容を十分に確認するとともに、安全に消費するための対策を実施してください。

【用語の定義】

- ・法：火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）
- ・規則：火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）
- ・細則：横浜市火薬類取締法施行細則（平成29年3月31日規則第26号）
- ・条例：横浜市火災予防条例（昭和48年12月25日条例第70号）
- ・保安距離：規則第56条の4第4項第1号に規定する「安全な距離」をいう。
- ・保安物件：規則第56条の4第4項第1号に規定する「通路、人の集合する場所、建物等」をいう。
- ・危険区域：保安距離を確実に確保するため、煙火消費従事者以外は原則立入りが禁止される区域
- ・筒ばね：煙火玉が筒内で開発する現象
- ・地上開発：煙火玉が上空で開発せず地上に落下し開発する現象
- ・過早発：煙火玉が筒から発射直後に開発する現象
- ・低空開発：煙火玉が地上に危険を及ぼす低い高度で開発する現象
- ・黒玉：不発煙火玉（千輪の小割、水中仕掛等の着火不良の未着火玉を含む。）
- ・部品落下：煙火の構成部品（玉皮破片・パイプ・燃え殻・星等）が危険な状態で落下する現象
- ・残滓：割薬等の燃えかすが落下したもので、着火原因とならなかったもの（着火原因となったものは部品落下）

【参考文献】

- ・公益社団法人日本煙火協会 「煙火の消費保安基準」 2022
- ・公益社団法人全国火薬類保安協会 「煙火の安全な取扱い」 2013

目次

第1	煙火消費に必要な諸手続き	1
第2	火薬類消費許可申請	3
第3	危険予防の方法	6
第4	煙火消費の中断・中止の基準等	9
第5	消費当日に行うこと	10

【参考資料】

	「煙火消費における保安距離の基準（神奈川県）」の運用について	11
--	--------------------------------	----

【様式一覧】

規則様式第29	火薬類消費許可申請書	13
参考様式第1	火薬類の種類及び数量一覧表	14
参考様式第2	火薬類（煙火）消費計画書	15
参考様式第3	保安管理組織図	16
参考様式第4	緊急連絡体制図	17
参考様式第5	火薬類消費許可申請書（別紙）に記載した煙火のうち、斜め打ちを行う煙火の詳細	18
参考様式第6	地震時における煙火消費場所に関する緊急処置作業標準	19
細則第21号様式	許可申請書等記載事項変更届書	20
手引き様式	煙火消費実施状況チェックリスト	21

第1 煙火消費に必要な諸手続き

1 火薬類取締法に係る許可の手続について

(1) 火薬類消費許可申請とは

火薬類の消費をする者は、数量に応じて、市長の許可を受ける必要があります。
(法第25条)

許可の要否は、次のアからウを確認してください。

※許可を要する場合の必要書類等は、「第2 火薬類消費許可申請」を参照してください。

ア イベント開催合図や花火大会等で煙火を消費するとき

同一の消費地において1日につき、使用する煙火の数量が、次表の数量以下の場合、許可は不要です。

(例：運動会開催の祝砲、町内会の花火大会)

消費する煙火の種類及び数量		
1	直径14cm以下の球状の打揚煙火	75個
	内、直径6cmを超えるもの	25個
	内、直径10cmを超えるもの	10個
2	仕掛煙火に使用する炎管	200個
3	ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火（マッチの側葉又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）	300個
4	爆竹（本数が30本以下のものに限る。）であって、その1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	300個
5	競技用紙雷管	無制限

イ テレビ等撮影や芸能公演、スポーツ等の演出のために煙火（打揚煙火を除く。）を消費するとき

同一の消費地において、1日につき消費する煙火の数量が、次表の数量以下の場合、許可は不要です。

(例：アーティストのコンサート演出に使用する噴出煙火)

消費する煙火の種類及び数量		
1	煙火の原料となる火薬又は爆薬の量が50g以下	85個
	内、煙火の原料となる火薬又は爆薬の量が15gを超えるもの	35個
	内、煙火の原料となる火薬又は爆薬の量が30gを超えるもの	5個
2	発煙筒、撮影用照明筒又は爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	無制限

ウ がん具煙火のみを消費するとき

原則許可は不要です。

(例：町内会主催の屋外イベントで使用するがん具煙火、自宅等の屋外で使用するがん具煙火、保育園等の屋外で実施する花火指導で使用されるがん具煙火)

(2) 許可が不要な煙火消費

許可が不要であっても、条例に基づく手続き（喫煙等承認申請、煙火消費届）が必要な場合があります。手続きの要否について不明な場合は、消費場所を管轄する消防署に確認してください。

※許可が不要な場合でも、法第26条の基準（消費の技術上の基準）を順守する必要があります。

2 開催場所周辺での広報

花火大会等の開催は、周辺住民の方々からの理解が不可欠です。トラブルを起こさないための配慮として、関係する自治会・町内会等へ事前にポスターやポスティング等により、必要な広報を行ってください。

3 警察署の許可等

煙火を消費する際の保安距離の中に道路があるような場合や、道路上に観客席を設ける場合等は、警察署の許可が必要です。また、多量の煙火を運搬するときは公安委員会（警察署）への運搬届出が必要です。

4 海上保安庁の許可、港湾局の許可、漁業組合の承諾

船舶の航行が激しい港や、海上で台船等を使用して煙火の打揚げを行うには、海上保安庁・港湾局などの許可が必要です。また、漁業組合の承諾が必要となる場合があります。

5 航空法の許可通報手続き

飛行場の近くや、航空路に当たるところで煙火を打ち揚げるためには、様々な規制があります。地域によっては、打揚げの禁止や高度規制があるため、空港長（管理事務所）の許可や通報が必要となる場合があります。

6 打揚災害賠償責任保険への加入

過去に煙火に関する事故により、多額の被害が発生した事例があります。

主催者等は、煙火の打揚げ時における万一の事故により第三者（観客・近隣住民・施設等）に損害を与えた場合に備え、補償を目的とした保険（イベント保険等）への加入をお願いします。

第2 火薬類消費許可申請

1 火薬類消費許可申請書の提出

(1) 許可の申請先

提出先：横浜市消防局 予防部 保安課 火薬・ガス保安係
所在地：横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地20
電話：045-334-6407

(2) 申請時期

申請書は、1ヶ月前までに提出してください。

(3) 申請書の提出部数

申請書は、**3部**（海上にかかる場合は**4部**）提出してください。
1部を消費場所を管轄する警察署に回付し、神奈川県公安委員会に意見照会を行います。

(4) 申請手数料

申請手数料（横浜市手数料条例（平成12年3月27日条例第32号）に定める額）の納付が必要です。

手数料は、申請書類受付時に発行する納付書を使用して、金融機関にて納付してください。

(5) 申請に必要な書類

申請書類として、次のアからツの書類を提出してください。

ア 火薬類消費許可申請書（様式第29（規則第48条関係））

記載方法や内容は、「**第2 2 火薬類消費許可申請書の記載内容**」を参照してください。火薬類の種類及び数量欄は、必要に応じて「火薬類の種類及び数量一覧表」（参考様式第1）を使用してください。

イ 煙火消費保安手帳の写し又は煙火消費従事者名簿

煙火消費従事者全員分の保安手帳の写し又は名簿に煙火消費総責任者、現場責任者、黒玉処理者を明示してください。名簿には、氏名、住所、年齢及び手帳番号を記入するとともに、全体の人数を明記してください。

ウ 火薬類（煙火）消費計画書（参考様式第2）

エ 保安管理組織図（参考様式第3）

主催者及び煙火消費従事者は、次の保安管理体制を整え、消費会場の安全確保を図ってください。また、「第4 煙火消費の中断・中止の基準等」に該当する不測の事態が発生した場合に備え、中断又は中止の判断を行う者も明記するなど、指揮命令系統を明確化してください。

(ア) 主催者側の組織（役割）

- ・煙火最高保安責任者の選任（安全確保の統括管理）
- ・煙火保安責任者の選任（消費会場における主催者側の責任者）
- ・煙火連絡責任者の選任（主催者側の保安担当者）

(イ) 煙火消費従事者側の組織（役割）

- ・煙火消費総責任者の選任（煙火消費従事者側の最高責任者で統括管理）
- ・現場責任者の選任（消費場所における保安責任者）
- ・班業務責任者の選任（現場責任者の指示のもと煙火消費従事者を指揮）

オ 緊急連絡体制図（参考様式第4）

連絡先、通信手段等（携帯電話、トランシーバー等）について記載してください。
また、通信混雑時にも支障なく連絡が行えるよう、複数の通信手段を確保するとともに、電気点火を行う場合には、電波による危険性を考慮した通信手段を設定してください。

カ 地震時における煙火消費場所に関する緊急処置作業標準（参考様式第6）

キ 消費場所への案内図

ク 消費場所付近の見取図

縮尺率、方位を記載し、消費場所を中心とするおおむね半径400mの範囲にある保安物件との距離を記載してください。斜め打ちを行う場合は、筒を傾ける方向が分かるよう、方位や主要な建築物等の目標物を記載してください。

ケ 消費場所の配置図

縮尺率、方位を記載し、打揚筒、仕掛煙火、煙火置場、火気の取扱い場所、点火位置、消

火用具等の位置及び退避場所等の配置状況並びにその間の距離を記入してください。

※消費場所の配置を決めるにあたり、消火用具等の配置や、消火のための移動経路等を考慮した配置としてください。

コ 煙火置場の構造、材質及び防護措置

煙火置場の構造、材質を記載してください。寸法についても可能な範囲で記載してください。

打揚筒等の設置場所と20m以上の距離がとれない場合は、防護措置についても記載してください。

サ 煙火消費従事者及び手元に置く煙火の防護措置

煙火消費従事者が直接火種を使用して点火する場合等、手元に煙火を置く場合の防護措置に関する資料を添付してください。

シ 保安距離を短縮する必要がある場合の方法等

保安距離の短縮が必要な場合は、その方法等を具体的に記載してください。

ス 保安距離を協議する必要がある場合

保安距離の協議が必要な場合は、煙火の仕様、取扱方法及び消費現象に関する資料を添付してください。

セ 土地使用承諾書

消費場所の土地使用承諾書や使用許可書等の写しを取得した場合は、その写しを添付してください。

ソ 同意書

建築物等の所有者等に対し、煙火消費上の保安物件とみなさないことについて同意を得ている場合は、その書面の写しを添付してください。

タ 打揚筒等の設置固定方法等

打揚筒等の設置固定方法や特別な取扱いを要するものは、その方法を記載してください。

また、斜め打ちや空中に設置固定するもののほか、ロケット等空中を推進するものは、具体的に記載してください。

斜め打ちを行うものは、事前に発射の衝撃で角度、方向が変わらないことを確認した方法（試射結果や他者による実績）が分かる具体的な資料を添付してください。

チ 斜め打ちの詳細等

斜め打ちを行う場合は、火薬類消費許可申請書の「火薬類の種類及び数量」欄に記載した煙火のうち、斜め打ちを行う煙火の詳細（種類、大きさ、数量、仰角）を記載した書面「火薬類消費許可申請書（参考様式第1）に記載した煙火のうち、斜め打ちを行う煙火の詳細」（参考様式第5）を添付してください。

併せて、仕掛煙火の斜め打ちは、煙火の到達距離や、火の粉の飛散範囲の根拠となる資料を添付してください。

なお、5号玉超の煙火の斜め打ちを行う場合は、2.5号玉以上の斜め打ちを実施した実績（消費日、消費した煙火の書類や大きさ、事故の有無等）を記載した書類を添付してください。

資料の例としては次のとおりです。

(ア) 消費状況が分かる写真や図、距離の測定方法が記載された実際の消費事例や試験打ちの結果

(イ) 煙火の仕様書（二次加工する場合は、その出典を明記してください。）

(ウ) 科学的根拠に基づく計算書

ツ 警備計画

警備計画には、次の内容を記載してください。

(ア) 主催者の警備組織（警備組織図、警備責任者、警備員総人数）

(イ) 主催者の警備計画（交通規制等を行う場合にはその内容も含む。）

(ウ) 保安距離内に観衆その他の人が立ち入らないよう定めた危険区域の明示、立入禁止境界線の設置方法、警備員の配置計画（位置、人数、時刻、役割など）

(エ) 煙火打揚げの準備段階から消費までの時刻を迫った警戒区域の設定状況（煙火搬入時、搬入後、準備作業中、消費開始前、解除条件など）

(オ) 消費場所の状況に応じた対応について

- 山の場合：例) 車道、登山道の閉鎖
河川・海の場合：例) 釣り人、サーファー、水上バイク、釣り船、遊覧船等の退去
- (カ) 煙火が搬入されてから消費までの間の保安距離の確保について
(キ) 煙火消費従事者が安全確認を終了するまで危険区域の規制を解除しない旨及び安全確認がなされるまで、保安距離内に観客等が侵入しないよう警備を継続する旨
(ク) 災害の発生等緊急時の観客の避難誘導について

2 火薬類消費許可申請書の記載内容

(1) 代表者の氏名

主催者の代表者氏名を記入してください。

市区町村が主催者となる場合は、市区町村長名、実行委員会が主催者となる場合は、実行委員会の実行委員長名となります。

【記載例】〇〇花火大会実行委員会 実行委員長 〇〇 〇〇

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

(2) 名称

申請者の名称を記載してください。申請者が市区町村の場合は市区町村名、実行委員会の場合は、実行委員会の名称、法人の場合は法人名称を記載してください。

(3) 事務所所在地

申請者が市区町村の場合は役所の所在地、実行委員会の場合は実行委員会事務局の所在地、法人の場合は本社所在地を記載してください。

(4) 職業

法人の場合は業種、実行委員会の場合は代表者の職業を記載してください。

(5) 代表者住所・氏名・年齢

住所は、代表者の住民票に記載されている住所を記載してください。

(6) 火薬類の種類及び数量

煙火の種類ごとに記載してください。

なお、内訳の詳細及び種類ごとの含有火薬量の計算書は別紙に記載してください。（「参考様式第1 火薬類の種類及び数量一覧表」）

(7) 目的

花火大会又はイベントの名称及び目的を記載してください。

【記載例】〇〇花火大会のため、〇〇コンサートの演出のため

(8) 場所

具体的な位置を特定できるよう、住所又は地番を記載してください。

なお、海上、河川や河川敷の場合は、「〇〇番地前面海上」等と記載してください。

(9) 日時

消費の日時を記載してください。また、2日以上にわたる場合は、各日の消費日時を全て記載してください。具体的な消費予定時刻は、() 内に記載してください。

雨天等により消費を順延する場合には、順延日時を記載してください。

(10) 危険予防の方法

規則第56条の4、「第3 危険予防の方法」、「第4 煙火消費の中断・中止の基準等」及び「第5 消費当日に行うこと」を踏まえ、消費規模・状況に応じた危険予防の方法について、具体的に記載してください。

なお、必要に応じて図面等を添付し、明示してください。

3 許可を受けた内容に変更があった場合

煙火の種類及び数量（増加）、目的、場所、日時並びに危険予防の方法に変更があったときは、改めて許可を受ける必要があります。

その他の変更については、「許可申請書等記載事項変更届出書」（細則第21号様式）を提出してください。

第3 危険予防の方法

次の1から9の事項を実施し、危険予防を徹底してください。

1 煙火消費従事者への危険予防の方法

- (1) 煙火消費従事者は、公益社団法人日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳を有する者とする事と。
- (2) 煙火消費従事者は、煙火準備作業中及び消費中は保安距離内で喫煙又は火気を取り扱わないこと。
- (3) 煙火消費従事者は、消費中はヘルメット等の保護具を着用すること。また、海上等で従事する場合には、救命胴衣の着用等必要な準備を行うこと。
- (4) 直径3cmを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から煙火消費従事者までの距離）を20m以上確保すること。
- (5) 前記離隔距離が20m以上確保できない場合は防護措置を講ずること。
- (6) 直径3cmを超える煙火を打ち揚げる場合は、電気又は導火線により点火すること。

2 観客等への危険予防の方法

- (1) 保安距離を確実に確保するため、煙火の消費状況に応じて危険区域を具体的に設定するとともに、当該区域内に観客等が立ち入らないよう、防護柵等を設けること。
- (2) 準備作業中においても、煙火が地上開発した場合の危険等を防止するために必要な危険区域を設定すること。
- (3) 斜め打ちを行う場合、消費当日に風向等を勘案し、斜め打ちを行う煙火の位置や筒を向ける方向等の配置を変更する可能性がある場合は、全ての配置において保安距離を確保した危険区域が設定できるよう計画すること。
- (4) 煙火を運搬車両から荷卸しし、消費終了後に安全が確認できるまでの間、危険区域内に観客等が立ち入らないよう、警備すること。
- (5) 打揚煙火は、上空20m以上で星等が燃え尽きるよう、安全な高さで打ち揚げること。

3 気象状況の監視

消費場所に風向・風速計、雷検知器等を設置するとともに、開始前及び消費中の気象状況の監視要領を定めること。

4 消費準備作業の留意事項、準備作業中及び準備作業終了後の検査・点検

- (1) 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。
- (2) 煙火の検査は、煙火置場又は打揚場所等で行うこと。
- (3) 焼金方式で行う早打ちは、煙火消費従事者が煙火玉を打揚筒に落とす直前にも検査を行うこと。
- (4) 煙火の検査は、検査担当者を定め、ダブルチェック体制で行うなど漏れのないよう実施すること。
- (5) 打揚煙火の発射薬の入れ忘れ等を防止するため、作業は2名以上で行うなど、装薬・装填作業が確実に行われていることを確認すること。
- (6) 打揚筒等、使用機材については、劣化、破損及び水濡れ等の有無を事前に点検した上で使用すること。
- (7) 打揚筒の所有者等が作成した管理マニュアルに基づき、適切に管理された打揚筒を使用すること。
- (8) 消費準備作業終了後、点火母線、脚線及び電気導火線の全抵抗を測定し、実測値と計算値の誤差が大きい場合（目安10%以上）は、結線状況の再確認をすること。
- (9) 打揚筒は蓋や覆いをする等、消費中に煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。
- (10) 煙火等が吸湿しないよう、雨天が予想される場合等は、不燃性の防水シート等で打揚筒を保護すること。
- (11) 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。

- (12) 煙火消費従事者の現場責任者及び点検責任者は、「煙火消費実施状況チェックリスト」(手引き様式)に基づき検査を行い、検査後は主催者に対し、同チェックリストにより、報告すること。また、主催者は監督官庁(消防、警察、海上保安庁等をいう。以下同じ。)から同チェックリストについて提出を求められた際には速やかに提出し、内容について必要な説明を行うこと。

5 検査の結果使用に適さないとされた煙火

- (1) 使用に適さない煙火は、使用不可であることを明記する等した上で、煙火置場等の安全な場所に返送すること。
- (2) 良品と混同することのないように容器を明確に区分し、煙火置場の一角等の安全な場所に保管し、盗難防止に留意すること。

6 初期消火体制・火災対策等

- (1) 煙火の消費場所の付近、初期消火に有効な消火用具を備えるとともに、適正な消火人員の配置及び防護措置の構築により初期消火体制を整えること。
- (2) 初期消火に必要な移動動線を考慮した煙火等の配置とすること。
- (3) 打揚筒等の周辺で火災が発生した場合は、安全を確認した上で、可能な限り初期消火を行い、火災の拡大を防ぐこと。
- (4) 煙火消費中に発生した火の粉が枯草等に落下し、火災が発生しないよう、事前に散水等の火災対策を実施すること。
- (5) 打揚筒や打揚筒が破裂したときに発生する飛散物を遮断する防護措置等はできるだけ不燃性物質を使用すること。
- (6) 不発の煙火がある場合には、速やかに回収して水に浸す等の適切な措置を行うこと。

7 黒玉対策の実施

黒玉の発生を防止するため、親みちへの着火を確実にする対策及び不点火の危険性が高い雨の日の事前対策を実施すること。

(1) 親みちの処理

ア 親みちに火薬を塗る、又は薬紙若しくは着火線を付ける等の不点火防止に関する対策を実施する。

イ 煙火玉を早打ち方式で消費する場合は、煙火玉にはあらかじめ早打ち用の打揚火薬を取り付けるための紙袋になる紙を張り付けておくなど、火薬がこぼれにくい取付け方法ができるものを使用する。

なお、販売業者が消費する場合には、煙火玉の発注時にそのことを指定する。

ウ 早打ち用の煙火玉の打揚火薬は、原則として打揚火薬と煙火玉の親みちが接触するように取付ける。

(2) 雨の日対策

ア 親みちの処理は全て煙火製造所で事前に行う。

イ 作業員を通常時より増やす。

ウ 準備作業は、湿気・雨滴等の影響を受けないよう、テント等の中で行う。

エ 準備が終了した打揚筒は、ポリシート等でカバーをする。また、ポリシート等が火災原因とならないよう、取扱いに注意する。

オ 消費する直前の検査は厳重に行う。

8 煙火消費の終了又は中止後の措置等について

- (1) 煙火資材の回収は、未着火煙火等の確認検査を終えた後に行うこと。
- (2) 煙火消費終了後、未着火煙火及び黒玉の探索が終了するまでの間は、危険区域への立入禁止措置を解除しないこと。
- (3) 消費終了後、消費会場を見回り、不発煙火(黒玉を含む。)の回収を行うとともに、翌日の朝も同様に実施すること。

9 映画の撮影等で地中に埋没させる煙火の消費方法

- (1) 煙火の覆土には、石塊類を含まないものを使用すること。
- (2) 点火の位置は、埋没地点が監視できる場所とし、危険のないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- (3) 危険区域を明示し、関係者以外は立ち入らないような措置を講ずること。

第4 煙火消費の中断・中止の基準等

1 中断・中止の基準について

煙火の準備作業中又は消費中において、次の(1)から(4)に該当する場合は、煙火の準備作業又は消費を**中断・中止**し、安全を確保し、必要な措置を講じてください。

(1) 煙火消費の基準等が守られない場合

- ア 法第26条に基づく消費の技術上の基準（規則第56条の4）が順守されないとき。
- イ 火薬類消費許可申請書に記載した内容が順守されないとき。
- ウ 煙火の準備作業中に、関係者以外の者が危険区域内に立ち入る等危険な状況になるおそれがあるとき。

ただし、危険区域内に立ち入ることができる関係者（主催者及び委託業者）は、次の要件を満たす者とする。

- (ア) 警備上又は運営上やむを得ない必要最低限の人員であること。
 - (イ) 腕章等により、関係者であることが外部から容易に識別できる者であること。
 - (ウ) 保護具（ヘルメット等）を着用し、煙火消費の内容、危険性及び緊急時の対応について理解するための保安教育を受けている者であること。
- エ 煙火の消費中に、煙火消費従事者名簿に記載された者以外の者が危険区域に立ち入る等危険な状況になるおそれがあるとき。（ただし、事故等の緊急の場合に、監督官庁や主催者等が危険区域に立ち入る場合を除く。）

オ 市長が消費許可に当たり、当該消費に関して付した許可条件が順守されないとき。

(2) 消費場所において天候上の原因により、危険な状況になるおそれがある場合

- ア 消費現場に設置された風向・風速計により、風速10m以上の強風が一定時間継続して吹くことが確認される等、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。
- イ 大雨、雷その他荒天により、消費場所が危険な状況になるおそれがあるとき。
- ウ 海上等での消費において、波高が著しく高くなる等、消費場所が危険な状況になるおそれがあるとき。
- エ 火災警報が発令されたとき。
- オ 河川の増水や地盤異常等により、消費場所が危険な状況になるおそれがあるとき。
- カ その他天候上の原因により、消費場所が危険な状況になるおそれがあるとき。

(3) 消費中の事故や異常事象等が発生した場合

- ア 人身事故等が発生したとき。
- イ 筒ばね、地上開発等の危険な事象が発生したとき。
- ウ 物が燃え、安全を確保することができない状況が発生したとき。
- エ 危険区域外において、部品落下や残滓等により、観客の安全確保が困難となったとき。

(4) その他

(1)から(3)までに掲げるもののほか、災害の発生等により、公共の安全を確保するための緊急措置が必要となったとき。

2 中断・中止を判断する者

主催者と煙火消費従事者等の関係者は、あらかじめ十分な打合せ等を行い、**緊急時、迅速に中断・中止の判断**を行えるよう、**煙火保安責任者及び現場責任者**を中心に役割を確認し、**指揮命令系統の統一**を図ってください。

第5 消費当日に行うこと

1 必要な施設の設営

運営本部、警備本部、救護所、照明・放送設備、ゴミ回収箱、便所など、必要な施設設営を行ってください。

立入禁止境界線等の設定についても実施してください。

2 開催、中止又は延期の判断及び広報の実施

当日の気象状況等を確認し、開催、中止又は延期の判断を行ってください。

中止又は順延するときは、決定次第速やかに広報してください。判断する時刻や広報の方法等をあらかじめ決めておいてください。

なお、順延となった場合は、管轄の警察署、消防署、海上保安庁に連絡してください。

3 緊急連絡体制等の確認及び通信体制の確保

有事に備え、緊急連絡体制を確認してください。また、通信テストを行い、緊急連絡が実施できる体制を確保してください。

4 車両等を危険区域外に移動

保安距離内の駐車場所等にある車両等は、保安距離外に移動するよう車両等の所有者等に依頼してください。突然移動させようとするトラブルになるので、煙火消費中は、駐車場所が危険区域内になることを事前に十分周知しておいてください。

5 危険区域の見張り

危険区域内には、観客等が立ち入らないよう、警備員の配置や放送等による警告等を行ってください。また、安全を確認した後に煙火消費を実施するよう徹底してください。

6 救護班の設置

煙火の燃えかすが観客の目に入ることや、頭に当たること等があるため、洗眼等の応急措置をするための救護要員を配置してください。

7 煙火消費従事者の確認

予定していた煙火消費従事者（一種手帳、二種手帳または臨時手帳所持者）であることを確認してください。（一種、二種、臨時手帳所持者の変更は、申請時に添付した名簿内での入替えに限って認められます。）

申請時に添付した名簿内に記載のない補助作業員（直接点火作業以外の作業に従事し、手帳所持者の作業を補助する者）が従事する場合は、当日の補助作業員を記載した書面を提出してください。

8 気象状況の監視

風向・風速計によって、消費開始前及び消費中の風の状況を監視してください。

9 消費終了後（中止となった場合を含む。）の安全確保

花火大会等の観客は、開始時には分散して集まり、終了時には一斉に帰宅します。混乱防止のため、観客への放送等による誘導、足元の安全確保（照明、特設階段、手すりの設置など）などを行ってください。

また、会場の清掃、煙火消費場所の清掃（残火薬の有無の点検）、黒玉の回収等の分担や方法をあらかじめ決めておいてください。

参考資料

「煙火消費における保安距離の基準（神奈川県）」の運用について

1 保安物件の総合的対策について

(1) 同意

建築物等の所有者等に対し、煙火消費についての危険性、保安対策の方法及び損害が生じた場合の補償内容等について十分説明し、煙火消費上の保安物件とみなさないことについて書面で同意を得ること。

(2) 災害対策

耐火性建築物以外の建築物等を防災シートで覆うなど安全な措置を講ずること。

(3) 消火体制

保安物件とみなさない建築物等の周辺には、初期消火のための体制を確保すること。

2 打揚方法の制限について

「煙火消費における保安距離の基準（神奈川県）」3(3)打揚方法の制限を行う場合、煙火玉には、取手、なわ又はひも等を付けることとし、次のいずれかによること。

(1) 荒なわ

太さ及び長さは、煙火玉に方向性を与えるものとし、長さについてはおおむね、直径の5倍の長さとする。

(2) ひも

太さ及び長さは、煙火玉に方向性を与えるものとする。（事例参照）

(3) 取手

太さ及び長さは、煙火玉に方向性を与えるものとする。（事例参照）

3 玉数等の制限について

同基準の3(4)玉数等の制限を行う場合、親みちへの着火を確実にするため、薬紙や着火線を取り付ける等の措置をすること。

4 斜め打ちの特例について

保安距離の適用については、次のことに留意すること。

(1) 小型煙火の保安距離

打揚筒を上方以外に傾けた場合であっても、別表3に掲げる取扱条件を満たしている場合、「斜め打ちの特例」の規定に関わらず、別表3の保安距離を適用して差し支えない。

(2) 別表4及び別表5に記載の無い煙火の保安距離

煙火の仕様、取扱い方法及び消費現象についての資料等に基づきその都度協議するが、煙火玉の大きさ及び種類に応じて、次表に掲げる保安距離を準用することが望ましい。

玉の大きさ及び種類	保安距離
7.5cm未満の打揚煙火	別表4における玉の大きさ7.5cmの安全距離等
別表2のⅠ(1)に分類される6cm以上7.5cm未満のスターマイン	別表4における玉の大きさ7.5cmの安全距離等
別表2のⅡ2(2)に分類される筒の内径が5cmを超え、玉の大きさが7.5cm未満の小型煙火	別表4における玉の大きさ7.5cmの安全距離等
別表2のⅡ2(2)に分類される玉の大きさが7.5cm以上の小型煙火	別表4の安全距離等
別表5のⅡ2に分類される球状若しくは円筒形の星粒（トラ）を発射薬を使用して連続して打揚げる仕掛煙火	別表5における(2)の安全距離等

※玉の大きさが不明な場合は、筒の内径を玉の大きさとみなす。

取手及び紐の例

取手	取手付（外径 2.1 cm、厚さ 1.5 mm ラングストーン巻紙、パイプ使用）											
	<p>取手の取付方法 一般早打用の取手に同</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>玉</th> <th>取手の長さ</th> <th>(参考) 一般早打用の長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 cm 玉</td> <td>90 mm</td> <td>50 ~ 60 mm</td> </tr> <tr> <td>12 cm</td> <td>120 mm</td> <td rowspan="2">70 ~ 80 mm</td> </tr> <tr> <td>15 cm 玉</td> <td>150 mm</td> </tr> </tbody> </table>	玉	取手の長さ	(参考) 一般早打用の長さ	9 cm 玉	90 mm	50 ~ 60 mm	12 cm	120 mm	70 ~ 80 mm	15 cm 玉
玉	取手の長さ	(参考) 一般早打用の長さ										
9 cm 玉	90 mm	50 ~ 60 mm										
12 cm	120 mm	70 ~ 80 mm										
15 cm 玉	150 mm											

ひも紐	ひも紐 付（梱包用紙バンドを使用）		ひも紐の寸法										
	<p>約 1/2 を糸状に割る</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>玉</th> <th>ひも紐の長さ</th> <th>巾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 cm 玉</td> <td>900 mm</td> <td>8 mm</td> </tr> <tr> <td>12 cm</td> <td>1,000 mm</td> <td>8 mm</td> </tr> <tr> <td>15 cm 玉</td> <td>1,100 mm</td> <td>16 mm</td> </tr> </tbody> </table>	玉	ひも紐の長さ	巾	9 cm 玉	900 mm	8 mm	12 cm	1,000 mm	8 mm	15 cm 玉	1,100 mm
玉	ひも紐の長さ	巾											
9 cm 玉	900 mm	8 mm											
12 cm	1,000 mm	8 mm											
15 cm 玉	1,100 mm	16 mm											

【様式一覧】

様式第29（第48条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類消費許可申請書

年 月 日

横 浜 市 長

(代表者) 氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	
職 業	
(代表者) 住所氏名（年齢）	
火薬類の種類及び数量	
目 的	
場 所	
日 時（期 間）	
危 険 予 防 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬類の種類及び数量一覧表

打揚煙火	種類	6 cm玉	7.5 cm玉	9 cm玉	12 cm玉	15 cm玉	18 cm玉	21 cm玉	24 cm玉	30 cm玉		合計
	区分											
	ぽか物											
	割り物											
	計											

仕掛煙火	種類	数量	内 容 (使用する煙火の種類等)										
	スターマイン	台 個	種類	6 cm玉	7.5 cm玉	9 cm玉	12 cm玉	15 cm玉	18 cm玉	21 cm玉	24 cm玉	30 cm玉	
			台										
	小型煙火	台 個	種類	発射薬を使用しないもの			発射薬使用(内筒なし)			発射薬使用(内筒入り)			
			台	噴出し	音・光	推進・飛翔	乱玉・虎・花束	小 割	その他				
			大きさ										
	わく物等	台	種類	わく物		綱 物		回転する物					
			台										
			大きさ										
	水上花火、地上花火、等	台 個	種類	打 込 式			投 込 式			設 置 式			
			台	9 cm玉	12 cm玉		9 cm玉	12 cm玉					
	合計	台 個											

(記入方法) 小型煙火：規模（筒の内径、長さ）、数量を明記してください。
 枠 物：保安距離の確認のため、枠の大きさ（横幅、高さ）を明記してください。
 滝 ：保安距離等の確認のため、滝の大きさ（長さ、高さ）を明記してください。

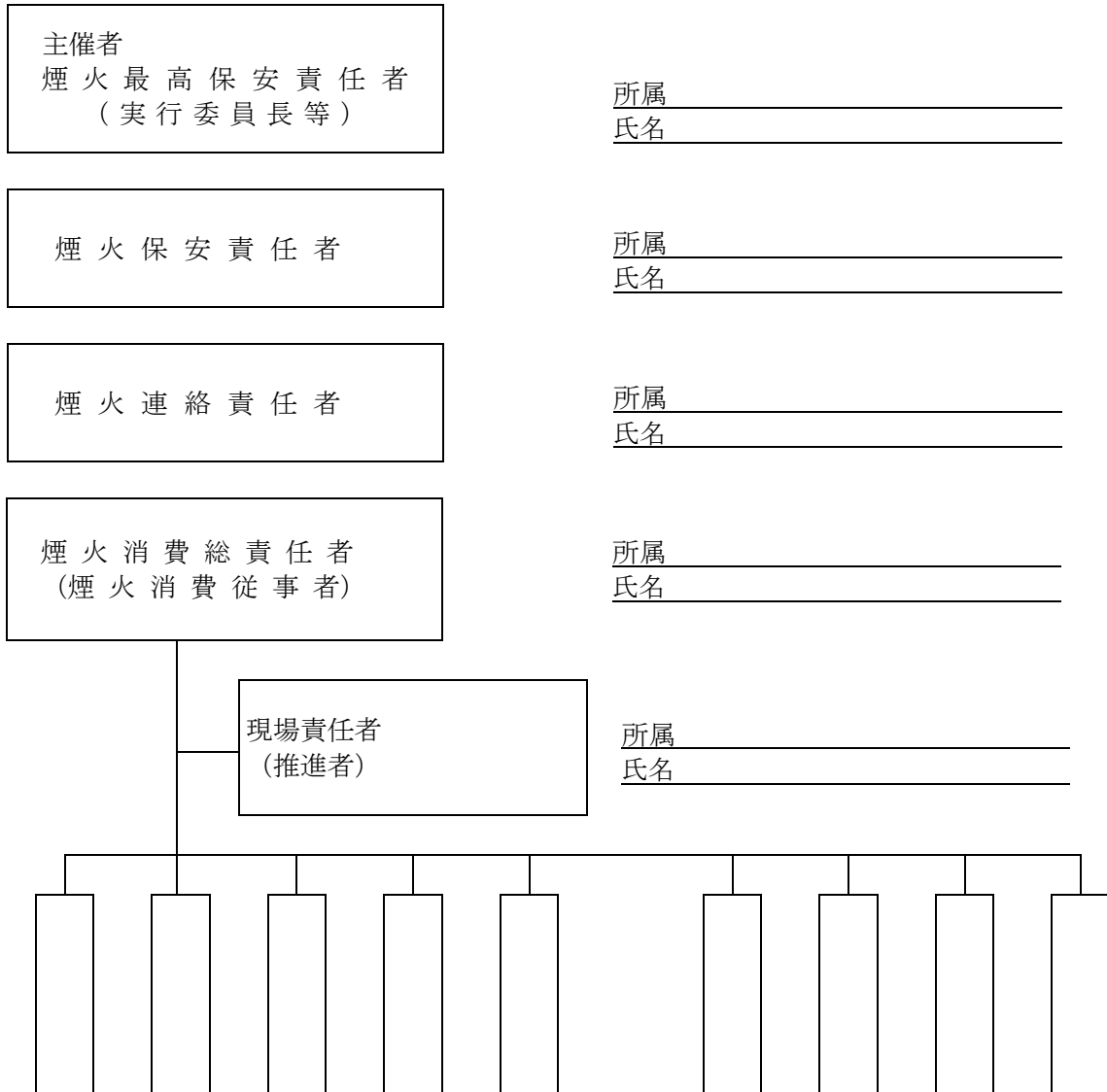
火薬類（煙火）消費計画書

煙火の製造業者の 氏名又は名称				
消費の順序	時 間	煙 火 の 種 類	数 量	摘 要
消費現場責任者	消費場所	氏 名	住 所	年 齢
	第1消費場所			
	第2消費場所			
附 近 見 取 図	別添図面のとおり			

備考 ×印の欄は、記入しないでください。

参考様式第3

保安管理組織図



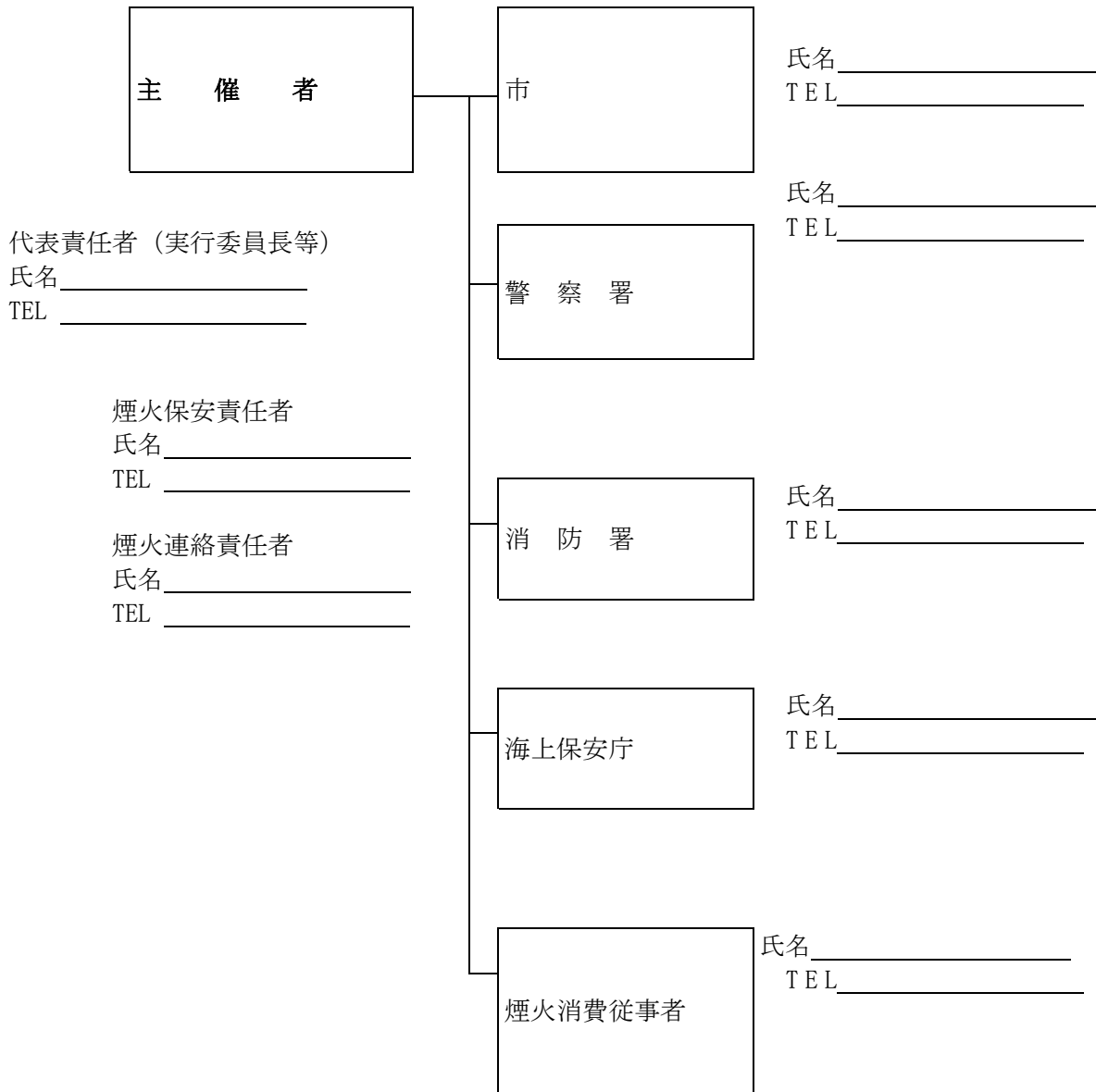
緊急時における中断・中止の判断は、_____が行う。

煙火販売業者の氏名又は名称	(公社)日本煙火協会(1 県内会員 2 県外会員 3 非会員) 該当個所の数字を○で囲んでください。
第三者に対する損害賠償	

※記載上の留意事項

- 1 各役割については、「第2火薬類消費許可申請 1火薬類消費許可申請書の提出 (5)申請に必要な書類 エ 保安管理組織図」を確認し、記載してください。
- 2 複数の煙火業者が参加し消費する場合は、煙火打揚統括責任者を選任してください。
- 3 消費規模により、各班業務責任者は、保安上支障がない場合は兼務が可能です。
- 4 中断・中止を行う場合の権限者について明記してください。(例：緊急時における中断・中止の判断は、煙火保安責任者又は現場責任者が行う。)

緊急連絡体制図



※緊急時の連絡手段 (_____)

(注)

- 1 各分担の責任者は、円滑に煙火消費が行われるよう準備し、所在を明確にするとともに連絡を密する。
- 2 天候上の理由等で中止又は延期等の場合は、なるべく早目に打合せて決定し、市等関係機関に連絡する。
- 3 煙火消費会場では、運営本部の所在を明確にし、円滑に連絡が可能な通信手段を使用する。

※記載上の留意事項

- 1 緊急時の連絡手段は、具体的に記載してください。(例：携帯電話及びトランシーバー)
- 2 消費場所が複数ある場合等、必要に応じて適宜連絡先を追加してください。

参考様式第 5

火薬類消費許可申請書（参考様式第 1）に記載した煙火のうち、斜め打ちを行う煙火の詳細

- 注意事項 1 数量は、「参考様式第 1 火薬類の種類及び数量一覧表」に記載した数量のうち、斜め打ちを行う内数を記載してください。
- 2 斜め打ちの固定方法、保安距離の根拠となる資料を添付してください。
 なお、発射薬量を増やす場合は備考欄に記載し、保安距離を協議してください。

種類	区分	6	7.5	9	12	15	18	21	24	合計
		cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	
打揚煙火	ぽか物	数量								
		仰角								
打揚煙火	割り物	数量								
		仰角								
計										
(備考)										

種類	数量	内 容（使用する煙火の種類等）										
		種類	6	7.5	9	12	15	18	21	24		
仕	スターマイン	台 個	種類	6	7.5	9	12	15	18	21	24	
			台									
			仰角									
掛	小型煙火	台 個	種類	発射薬使用 (内筒なし)			発射薬使用(内筒入り)					
				乱玉・虎・花束			小 割		その他			
			台									
			大きさ									
火	合計	台 個	仰角									
			(備考)									

参考様式第6

地震時における煙火消費場所に関する緊急処置作業標準

1 目的

この標準は、地震時に必要な緊急処置作業事項を具体的に定め、これを実行することにより災害を防止し、地震時の保安を確保することを目的とする。

2 基本想定

地震の規模	(1) 震源地（震央） (2) 規 模 (3) 震 度 (4) 地震加速度 (5) 来 襲 時 刻	関東南部地方 M（マグニチュード）=7.9 6 弱 250～ 400 gal 20 時 00 分
対象となる設備	煙火置場・煙火消費設備	

3 緊急対策体制

指導者及び警備・連絡通報・消火等の担当の組織、役割を定める。

4 緊急処置作業

- (1) 作業者は、地震発生とともに準備作業及び打揚げ等すべての消費に関する作業を直ちに中止する。
- (2) 作業者は、点火用火種等火気の消火を行う。
- (3) 作業者は、露出している煙火等を防火シートで覆うか容器に収納する。
- (4) 見張人を配置し、盗難予防等事故防止に努める。

5 被害状況の把握

- (1) 煙火置場等における煙火の状況を点検する。
- (2) 消費場所及びその周辺の被害状況を把握する。
- (3) 地震の規模及び今後の予測等情報の収集に努める。

6 連絡

緊急対策体制で定めた連絡担当者は、指揮者の指示のもとに相互に連絡し合うとともに、可能な限り速やかに主催者及び次の関係官公署に状況を連絡する。

連絡先	警察署 消防署
連絡内容	・煙火消費場所の所在地 ・被害状況、警備状況 ・救援要請の有無

7 事後処理

- (1) 消費場所とその周辺及び道路交通状況等の安全を確認した後、煙火の異常の有無及び数量を点検し、煙火火薬庫に収納する。
- (2) 土砂等による埋没、水中への流出等煙火が紛失し危険が予想される場合はその回収を行う。
- (3) 煙火が回収不能の場合は、関係官公署に届出て指示を受け安全対策を講ずる。

8 器具・資材等の整備

次の器具・資材等を緊急使用に備え定期的に整備する。

- (1) 連絡用資材 トランシーバー・自転車等
- (2) 消火設備 消火器・消火用バケツ
- (3) 照明器具 大型懐中電灯・ケミカルライト
- (4) その他 救急用品・土木工具一式・防水シート、携帯用ラジオ等

許可申請書等記載事項変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話番号

変更のあった事項について、次のとおり届け出ます。

許可種別	火薬庫の設置等・火薬類の輸入・火薬類の消費・ 火薬類の廃棄		
火薬庫等の所在地			
許可年月日及び許可番号	年 第	月	日 号
変更年月日	年	月	日
変更理由			
変更の内容	変更前		
	変更後		
備考			
受 付 欄	経 過 欄		

- (注意) 1 ※印の欄は、記載しないでください。
2 許可種別の欄については、該当するものを○で囲んでください。

(手引き様式) 煙火消費実施状況チェックリスト

大会・イベント名： _____ (第 _____ 消費場所)、

消費日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 () 煙火搬入時刻： _____ 時 _____ 分、

現場責任者：所属 _____ 氏名 _____

点検責任者：所属 _____ 氏名 _____ 従事者人数 _____ 人

点検項目	内 容	判定	措置	点検者
消費場所の位置	煙火置場、打揚場所、仕掛煙火の配置等（許可を受けた内容）どおりの位置か			
煙火置場の設置場所	湿地でなく、平坦な場所か 打揚筒等の設置場所から20m以上離れているか			
煙火置場の構造	火の粉等が侵入しない構造か 出入口は打揚筒等の設置場所と反対方向か 打揚筒等の設置場所から20m以上離れていない場合の防護措置はよいか			
玉箱での保管状況	打揚順序を考え、号数ごとに消費作業がしやすいよう保管されているか			
煙火玉・打揚火薬等（消費する全ての火薬類）	玉の表面・導火の切口が吸湿していないか 玉の表面に凹凸・変形等以上はないか 導火線損傷はないか、取付けはよいか 打揚火薬は吸湿していないか 打揚用の玉には薬包が的確に取付けてあるか。また、薬量はよいか その他の煙火に異常はないか			
打揚火薬の入れ忘れ防止	適切な装填方法か 入れ忘れはないか			
わく物等	固定は確実か			
小型花火	周囲を緊縛し、固定されているか			
筒	鉄製、ステンレス製等	濡れている等装填する火薬類に対し、吸湿のおそれはないか 亀裂・穴・凹凸・変形等はないか		
	紙 製	吸湿していないか		
		亀裂・穴・凹凸・変形等はないか		
		内面の巻紙に剥離はないか		
筒の設置場所・設置方法	平坦な場所か 固定が必要なもの全てが確実に固定されているか			
従事者等の安全対策	許可を受けた内容どおりの防護措置がとられているか 防災加工した上着はあるか、救命胴衣等は準備されているか 待避場所はあるか			
手元に置く煙火の容器	完全に蓋のできる堅固な容器か			
火災対策	設置場所の周囲に可燃物はないか 消火器・水バケツ・背負い式水等の備えはよいか。水バケツにたばこの吸い殻等はないか。 火災等発生時に初期消火を行う際の実施者、実施方法・手順を確認しているか			
盗難予防	火薬類を存置している時の見張りは万全か			
煙火消費の中断・中止	中断又は中止の基準を主催者と煙火消費従事者の責任者で打ち合わせ等を行い確認しているか。 緊急時に中断又は中止を行う現場責任者等を確認したか。			
通信手段	緊急時の各連絡手段について、通信障害等がないか通信テストを行い、確実に通信が行えるよう確認しているか。			

煙火消費従事者の責任者から上記チェックリストに基づき検査をした旨報告を受け、内容を確認しました。

主催者確認欄（ _____ 年 _____ 月 _____ 日 主催者責任者氏名： _____ ）